

議 事 の 経 過 概 要

————— 主な質疑・意見等 —————

井上課長補佐	それでは開会前ではございますけれども欠席委員のご報告を申し上げます。医師等代表 笹川真司委員、八木正成委員、被用者保険代表 荒井悟委員より欠席のご報告をいただいております。
青木課長	本日は、皆さまよりご多用の中、ご出席を賜りまして、大変ありがとうございます。 ご案内の時間となりましたが、開会に先立ちまして、皆さまにご報告いたします。 本日の会議は、本年度初めての協議会となります。 4月に職員の人事異動があり、市民課を含め関係課の顔ぶれも一部変更がありましたので、改めまして、職員が自己紹介をいたします。 それでは、はじめに健康福祉課からお願いします。
廣田課長	健康福祉課課長の廣田です。よろしくお願いします。
松尾課長補佐	健康福祉課課長補佐の松尾です。よろしくお願いします。
弦巻係長	健康福祉課健康づくり係長の弦巻です。よろしくお願いします。
青木課長	続きまして、税務課です。
早見課長	税務課課長の早見です。よろしくお願いします。
五十嵐課長補佐	税務課課長補佐の五十嵐です。よろしくお願いします。
山田係長	税務課税収係長の山田です。よろしくお願いします。
青木課長	続きまして、地域振興課です。
小林係長	地域振興課税務係長の小林です。よろしくお願いします。
青木課長	最後に、市民課です。
井上課長補佐	市民課課長補佐の井上です。よろしくお願いします。
石山係長	市民課保険年金係長の石山です。よろしくお願いします。
和泉主事	市民課保険年金係の和泉です。よろしくお願いします。
伊藤主事	市民課保険年金係の伊藤です。よろしくお願いします。

青木課長	自己紹介は以上であります。 委員の皆さまには大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。 次に、資料の確認です。 本日は、議案書、参考資料及び令和元年度五泉市国民健康保険事業計画の3冊を事前に送付しております。 もし、ご用意のない方がいらっしゃいましたら、事務局にお申し付けくださいますようお願いいたします。 ～資料の有無を確認～ それでは、ここからの会議の進行は、協議会規則の定めにより会長からお願いいたします。
羽下会長	それでは、ただいまの出席委員は11人で過半数に達しておりますので、これより令和元年度第一回五泉市国民健康保険運営協議会を開会いたします。 次に、協議会規則第四条の規定により会議の公開について、委員の皆さまにお諮りいたします。本日の会議を公開することにご異議ございませんか。 (公開の異議なし) ご異議がありませんので、本日の会議を公開といたします。本日の傍聴希望者はいますか。
井上課長補佐	1人から傍聴の申し出を受けております。
羽下会長	傍聴者の入室を許可いたします。 傍聴者は入室してください。 (傍聴者入室) 傍聴者は、配付いたしました遵守事項をお守りください。 それでは、次第の2、あいさつに移ります。 はじめに、会長あいさつといたしまして、私から一言ごあいさつを申し上げます。 本日は暑い中、お集まりいただきありがとうございます。 また、先日は視察研修に参加された方お疲れ様でした。 たいへん有意義な研修でありました。 本日は報告が2件、議案が1件であります。皆様からの忌憚のない意見をお願いしたいと思います。 続きまして、本日、皆さまに諮問をされます伊藤市長より、ごあいさつをいただきます。
伊藤市長	本日は、ご多用のところ本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

	委員の皆さまには、日頃から国保運営はもとより、市政全般にわたりご理解・ご協力を賜り、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。 また本日は、事前に配付した資料のとおり、平成 31 年度の国民健康保険税などについて、ご審議やご意見を賜りたくお願い申し上げるところであります。 さて、平成 30 年度の国民健康保険特別会計におきましては、後ほど詳細をご報告いたしますが、厳しい国保財政の中におきまして、約 3 億 5,000 万円を令和元年度に繰り越しました。 しかしながら、国保財政につきましては、被保険者数の減少により、歳入の確保が難しくなっている一方で、生活習慣病が引き起こす心臓や脳の疾患、糖尿病などの増加により 1 人当たりの療養諸費等が増え続けるなど、依然として厳しい状況にあります。 当市としましては、繰り返し市民の皆さまへ病気の早期発見、早期治療の重要性をお伝えするとともに、まずは自分の健康状態を知っていただくこと、そして、適切な対応を行うために、特定健診、特定保健指導に力を注いでいるところであります。 私が目指す、市民の皆さまが夢や希望を持てるまちづくりにおきまして、まず欠かすことができないものは健康だと考えております。自らの健康を自らが守り、楽しい人生を長く過ごしていただくためにも、健康づくりには、なお一層の取り組みを進めていかなければならないと考えております。つきましては、委員の皆さまからも引き続きお力添えを賜りたいと思っておりますので、本日のご審議と併せまして、よろしくお願い申し上げ、ご挨拶いたします。
羽下会長	ありがとうございました。 次に、次第の 3、議事に移ります。 日程第一、会議録署名委員の指名であります。協議会規則第九条第二項の規定により会議録署名委員に阿部猛委員を指名いたします。 次に、日程第二、報告第一号 五泉市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。 市長の説明を求めます。
伊藤市長	報告第一号 五泉市国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。 議案書の 1 ページをお開きください。 この度の条例の改正は、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の施行に伴い、国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。 改正の内容についてご説明いたします。 第 3 条は、基礎課税額の課税限度額を変更し、第 9 条では賦課期日を改めたものであります。 第 15 条は、第 3 条の改正に伴い課税限度額を変更するとともに、被保険者均等割額と世帯別平等割額の 5 割及び 2 割軽減の軽減判定所得の算定方法を改めたものであります。 附則につきましては、施行期日及び適用区分を定めたものであります。 なお、詳細につきましては、市民課長に説明させます。
青木課長	それでは、報告第一号について、ご説明いたします。

	今ほど市長から説明がありましたとおり、この度の条例の改正は、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の施行に伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する条例を平成 31 年 3 月 29 日付けで専決処分し、令和元年第 1 回五泉市議会定例会におきまして承認を得たものであります。 改正の内容について申し上げます。 第 3 条は、基礎課税額の課税限度額を 58 万円から 61 万円に引き上げるものであります。 第 9 条は、保険税の賦課期日を 7 月 1 日から 4 月 1 日に改めるもので、第 15 条につきましては、第 3 条の改正に伴い課税限度額を変更するとともに、被保険者均等割額と世帯別平等割額の 5 割及び 2 割軽減の軽減判定所得の 1 人当たりの控除額を引き上げ、軽減対象世帯を拡大するものであります。 なお、この度の改正による本市の国保財政への影響につきましては、議案書 2 ページの条例改正による国民健康保険税への影響に記載のとおり、軽減対象世帯の拡大により約 175 万円の減額となりますが、課税限度額の引き上げによる歳入が約 30 万円の増額となり、これを差し引きますと 145 万 659 円の減額となる見込みであります。 以上が、五泉市国民健康保険税条例の一部改正についてのご報告であります。
羽下会長	それでは質疑に入ります。 ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。 (なし)
伊藤市長	ないようでありますので、報告第一号に対する質疑を終了いたします。 次に、日程第三、報告第二号 平成 30 年度五泉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算見込みについてであります。市長の説明を求めます。 報告第二号 平成 30 年度五泉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算見込みについて、ご説明申し上げます。 はじめに、議案書の 3 ページから 4 ページに記載の歳入であります。 歳入の決算見込みにつきましては 56 億 4,628 万 3,555 円であります。 次に、5 ページから 6 ページに記載の歳出であります。 歳出につきましては、52 億 9,403 万 7,120 円であります。 歳入から歳出を差し引きますと、3 億 5,224 万 6,435 円となり、これを令和元年度予算に繰り越すこととなりました。 以上、平成 30 年度の決算見込みについて申し上げましたが、詳細につきましては市民課長に説明させます。
青木課長	それでは、報告第二号 平成 30 年度「五泉市国民健康保険特別会計」「歳入歳出決算見込み」について、ご説明申し上げます。 決算額につきましては、平成 30 年度の会計を閉鎖しておりますので、この後、監査委員の決算審査を受けた上で、9 月市議会定例会におきまして、決算認定を受けることとなっております。 それでは、議案書 3 ページの歳入から申し上げます。 なお、決算見込書につきましては、款、項、目、節とそれぞれ記載されておりますが、そのうちの主に款について、また、金額につきましては、一番右の欄の収入済額をご説明させていただきます。

はじめに、1 款「国民健康保険税」は一般分と退職者分を合わせまして 10 億 4,846 万 6,717 円となりました。

次に、2 款「分担金及び負担金」は、特定健康診査事業の健診の自己負担分で、146 万 1,200 円を受診者からご負担いただいております。

3 款「使用料及び手数料」は、保険税の督促手数料で 67 万 5,600 円であります。

4 款「国庫支出金」につきましては、東日本大震災の避難者に係る国からの特例補助金として 34 万円が交付されております。

5 款「県支出金」は、39 億 7,825 万 2,997 円でそのうち主なものとして、療養給付費、療養費及び高額療養費などを支払うための費用として県から交付される「普通交付金」は 38 億 7,616 万 4,846 千円でありました。

また、特定健康診査や特定保健指導等の健康づくり事業や保険者努力支援制度などの「特別交付金」は、1 億 208 万 8,151 円交付されたところであります。

6 款「財産収入」は、財政調整基金の預金利子の 51 円であります。

7 款「繰入金」は、保険基盤の安定化を図るための経費や職員の給与、および事務費等に係る費用などを合わせまして、4 億 4,738 万 6,733 円が一般会計から繰り入れられました。

次の 4 ページに移りまして、8 款「繰越金」は平成 29 年度からの繰越金 1 億 5,589 万 972 円であります。

9 款「諸収入」は、延滞金や交通事故を原因としました第三者行為納付金などで、1,380 万 9,285 円であります。

10 款「市債」は、歳入がありませんでした。

以上、収入済額を合計いたしますと、56 億 4,628 万 3,555 円の決算見込みとなりました。

続きまして、歳出について申し上げます。

5 ページをご覧ください。

こちらも款ごとに支出済額について、ご説明させていただきます。

はじめに 1 款「総務費」は、職員給与費・事務費・連合会負担金等や、国保事業の管理・運営の経費として 7,198 万 1,810 円を支出しております。

2 款「保険給付費」は、一般・退職を合わせた療養給付費や高額療養費、また、出産育児一時金と葬祭費に対する支出で 38 億 7,499 万 2,533 円でありました。

なお、ここで療養諸費等に関するご説明をさせていただきます。

参考資料の 5 ページをお開きください。

ここでは、平成 26 年度から 30 年度までの 5 ヶ年の療養諸費及び高額医療費、いわゆる五泉市の国保が負担した医療費の総額の推移を掲載しております。下の表の 1 番右下の合計欄をご覧ください。療養諸費等の合計額は昨年度とほぼ同様の 38 億 5,472 万 5,882 円となり、前年度比 100.5%となりました。

続きまして、6 ページをご覧ください。

こちらは、被保険者数の推移であります。

こちら、5 年間の推移を示しておりますが、下の表の下から 2 段目の月平均被保険者数の平成 30 年度は 11,259 人でありました。

また、一番下の行の前年度比では、平成 26 年度から毎年度約 95%で推移しており、毎年度 5%の被保険者が減少していることがお分かりになると思います。

次に、7 ページには一人当たりの療養諸費等の推移を掲載しております。

羽下会長	こちらにつきましては、5 ページ下の表の右側にあります療養諸費の合計額が概ね横ばい傾向にある中で、被保険者数が年々減少していることから、一人当たりの療養諸費等が毎年度平均で 5 % 程度伸びてきており、平成 26 年度と 30 年度で比較しますと、一人当たり 6 万 7,115 円も上昇しています。 国保の制度は、平成 30 年度から県単位で一体化されたことにより、各保険者が支払った療養諸費等は、いったん県が交付金として全額負担し、翌年度以降市が県に収める納付金に反映されてくる制度に変わりましたが、医療費がこのまま伸び続けた場合、後々負担が大きくなり、健全な保険制度の維持が難しくなってくる恐れがあります。 そのため、病気の早期発見、早期治療に力を注ぎ、医療費の抑制に努めなければならないと考えております。 なお、8 ページと 9 ページには、疾病の種類を 121 項目に分けた中で、五泉市の入院と入院外の件数、費用額の上位 20 疾病を掲載しております。 それでは、議案書の 5 ページの歳出の説明に戻ります。 3 款「国民健康保険事業費納付金」であります。 県内各自治体が県の特別会計に納付する費用で、医療給付費、後期高齢者支援金等、介護納付金の 3 つを合わせまして、11 億 4,270 万 1,041 円を納付したところであります。 次のページに移りまして、4 款「財政安定化基金拠出金」は支出がありません。 5 款 特定健診や人間ドッグの費用の助成、および医療費通知とジェネリック医薬品差額通知書の費用を支出する「保健事業費」は、5,689 万 52 円であります。 6 款「基金積立金」は、3,000 万円の積立金と預金利子を合わせまして 3,000 万 51 円、7 款「公債費」は支出がなく、8 款「諸支出金」は、主に平成 29 年度の国や県の負担金を精算した返還金などで、1 億 1,747 万 1,633 円を支出したところであります。 最後の 9 款「予備費」には支出がなく、これらを合計いたしますと、歳出の決算見込み額は、52 億 9,403 万 7,120 円となり、歳入から歳出を差し引きしますと 3 億 5,224 万 6,435 円となりました。 なお、例年より繰越額が多額になった要因としましては、保険給付費の上昇に伴い、交付された県支出金の普通交付金が当初予算に比べ約 1 億 6,800 万円、また、特別交付金で結核や精神等の患者が多いことで交付される保険給付費等交付金が 2,400 万円ほど多く交付されたことや、平成 29 年度からの繰越金が 1 億 5,000 万円ほどありましたので、これらを合わせますと約 3 億 5,000 万円ほど歳入が歳出を上回る結果となりました。 以上が、平成 30 年度の決算見込みであります。 それでは質疑に入ります。 ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。 (なし) ないようでありますので、報告第二号に対する質疑を終了いたします。 次に、日程第四、議第一号 令和元年度五泉市国民健康保険税についてであります。 市長の説明を求めます。
-------------	---

伊藤市長	議第一号 令和元年度五泉市国民健康保険税について、ご説明申し上げます。7ページをご覧ください。 この度、平成30年分の所得が確定いたしましたので、本年の税率によりまして、算出した結果をご説明いたします。 賦課総額は、10億1,110万7千円となり、前年度と比較いたしますと5,053万4千円の減となりました。 これは、被保険者数の減少が主な要因と考えられます。 厳しい財政状況ではありますが、引き続き、歳入では、国保税の収納率の向上、また、歳出の面では、特定健康診査の実施率向上のための啓発活動の推進や各種健康づくり事業の実施などを、関係課をあげて一体的かつ効果的に取り組み、国保会計の健全な運営を進めてまいりたいと思っております。 なお、詳細は市民課長に説明させますので、よろしくご審議のうえ、ご答申を賜りますようお願い申し上げます。
青木課長	それでは、議第一号 国民健康保険税について、ご説明申し上げます。 議案書の7ページ一番上の賦課額の表をご覧ください。 賦課額は、今ほど市長が申し上げましたとおり、令和元年度は10億1,110万7千円となり前年比4.76%の減少となりました。なお、1人当たりでは10万9,705円で0.42%の増、1世帯当たりでは16万4,586円で1.75%の減となったところであります。 なお、その下の表の内訳は、8ページから10ページに詳細を記載しております医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分とそれぞれの区分ごとの賦課総額等を一覧にしたものであります。 それでは、3つの区分ごとにご説明いたします。 まず、8ページの医療給付費分をご覧ください。 平成30年度と令和元年度を比較いたしますと所得割では、基礎数値の減により、税額が減少しております。均等割と平等割も被保険者数並びに加入世帯数の減少により、それぞれ税額は減少し、さらに減額分を差し引きますと調定額は前年度より3,157万円減の6億9,275万1千円となりました。 次の後期高齢者支援金分につきましては9ページに記載のとおり、今ほどの医療給付費分と同様の理由から、調定額は1,204万4千円減の2億2,773万6千円となりました。 続きまして、10ページの介護納付金分につきましては、所得割、均等割、平等割のすべての項目で数値が減少していることから前年度に比べ692万円減の9,062万円となったところであります。 次に、7ページに戻りまして、中段の所得区分別は所得区分別の世帯数と課税所得を、所得階層別では、所得階層ごとの世帯数をそれぞれ記載しております。 議案第一号につきましては、以上となりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
羽下会長	それでは質疑に入ります。 ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。
渡邊委員	先ほど、前年度と税収を比較するとマイナスになっているけれども、税率を上げなくても運営が可能という話でしたが、30年度も1億5千万円を繰越し、今年度も3億1千万円繰り越せるとするのは、基金として積み立てるとかではなく、マイナスになっているところに充てるという予算でしょうか。

	3億円を基金とする方法もありますか。
青木課長	今回3億5千万円ほどの繰越金が出たということですが、使用につきましては財政部とも協議いたしまして一部基金の方へ多少積んでおけば次また医療費の方が高騰していますのでその費用に充てられたらと考えております。今後の検討となるかと思います。 30年度については繰越金3千万円を基金として予算計上いたしました。令和元年度の基金額については、今後の歳出予算の執行状況により検討したいと考えております。
渡邊委員	もうひとついいですか。参考資料の8ページ9ページで入院の件数とか入院外の件数、費用額の上位20疾病が非常に詳しく書いてあるのですが、9ページの2位う蝕はどういう病気なのでしょうか。
青木課長	う蝕は虫歯です。
渡邊委員	わかりました。 私の何年前かの考えから言うと生活習慣病でがんと脳卒中と心臓病でしょうかね。それで医療費が上がって健康福祉課の皆さんでしょうか、非常に一生懸命に健診を行って、非常にいい方向にいつているかと思いますが、入院の件数とお金をみると、それよりも統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害といろいろと別な上位の割合がお金の割合が非常に高いですね。 病気というのは、早期発見を私が言うのも変ですが早期治療と言っているので、生活習慣病みたいにこういうものを早期発見、早期治療をする為の施策を考えていらっしゃるのかということをお聞きしたいです。
弦巻係長	只今、渡邊委員さんからご指摘がありましたように今までの医療費はがん治療に関わるもの。それから、脳卒中治療に関わるものの心臓病の治療に関わるものが高額でございました。この度、こちらの参考資料にお記されている項目が非常に細かく群団されている項目でございまして、8ページの費用額をご覧いただきたいと思います。3番その他の悪性新生物、10番胃の悪性新生物、12番気管、気管支炎及び肺の悪性新生物、これは早く言えば肺がんの事なんですけど、13番大腸のがん、14番も大腸のがんでこれらを合わせますと1番の統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害よりもがんにかかる医療費は高くなっております。合わせまして、脳梗塞とか脳出血、費用額のところでは4番9番の脳内出血などは脳卒中の部類に入りますが、このようなものも一つにまとめた用語で言いますとこちらに表現されているのが分かれておりますので額面では分散されておりますが、実際にかかる費用は渡邊委員のおっしゃる通りであるかと思います。従いまして健康福祉課としましては脳卒中を予防していく、それからがんを予防していく、あとは心臓病を予防していくといいますが、がん検診や特定健診などを今後もさらに推奨していきたいと考えております。合わせて日常生活の上で気をつけていくような内容としまして、いろいろな方法で市民の皆様に周知していきたいと考えております。 精神障害に関してですが、この4月から心の相談会ということで定例に心の相談窓口を毎週水曜日ということで開設しております。直接お越しになられ方もいらっしゃいますし、電話相談をしてこられる方もいらっしゃいます。また年間を通して精神科医による精神保健福祉相談会とか専門の方

	が来られる心の相談会とかワンストップ相談会といいましていろんな職種の方々が悩み事、心の相談、精神的な問題に対して対応できるような相談会なども設定して、皆様に悩みとか不安な事が少しでも軽減できるような支援、また必要な医療に早期に見つける支援をさせていただいております。
渡邊委員	周りにも目に見えない形である日突然入院したという人が増えているから、たぶんその人たちの背景には何年前からなにかしらあったのではと思いますが、総合健診のようにいい方法がないのかと思いました。
弦巻係長	できるだけ多くの方から心の相談をということで、昨年度から特定健診の結果説明会で対象の多い地域の結果説明会会場で心のアンケートということでアンケートを取らせていただいております。それで高得点になりました方々には相談機関やお医者さんなどをご案内しまして重症化しないような対応をご案内させていただいております。できるだけ、要望をという風なことで広報などにも2カ月に1回心のケアみたいな形で掲載させていただいております。またホームページの方でも掲載させていただいておりますので、できるだけ多くの皆様にそのような情報が届くようまた精進していきたいと思っております。よろしく願いいたします。
羽下会長	他にございますか。
金子委員	統合失調症とかなっていますがこれはレセプトですか。
井上補佐	レセプトからひろっています。
金子委員	おそらく統合失調症の人はこんなにいるとは思わないのですが、認知症で困ったときに統合失調する薬を使うことがあるので、そういう統計が入っていると思われま。だから実際入院者のところに認知症で入院とは書いてないのですが、おそらくこれは認知症の人がだいぶ入っていると思いますので、統計の見方が若干違うのではないかと思います。参考までに。
羽下会長	わかりました。ありがとうございます。 事務局、もう一回分析をお願いします。 他にございますか。
羽下会長	議第一号について、原案のとおり答申することに、ご異議ございませんか。 (挙手多数) 挙手多数であります。 よって、原案のとおり答申することに決定いたしました。 なお、ただいまの各委員からのご意見、ご提言につきましては、今後の国保の安定した運営につながるよう、協議会として要望いたします。 ご異議がありませんので、原案のとおり答申することに決定いたしました。 なお、ただいまの各委員からのご意見、ご提言につきましては、今後の国保の安定した運営につながるよう、協議会として要望いたします。

井上課長補佐	次に、その他であります、事務局何かありますか。 それでは、その他といたしまして議案の別冊としてお配りいたしております、令和元年度五泉市国民健康保険事業計画について、ご説明いたします。 1 ページをご覧ください。 この計画は、国民健康保険事業の健全な運営と被保険者の健康の保持増進を図るために、毎年度策定しているものであります。 はじめに、令和元年度の事業運営上の課題を6点あげております。 1点目は、過去5年間の保険給付費が一定水準の中、被保険者数の減少などにより、一人当たりの給付費が上昇し、今後も厳しい財政運営が見込まれております。2点目、令和元年度は、保険税率等を据え置きましたが、次年度以降は財政状況を踏まえたうえで検討が必要です。3点目としましては、広域化に伴い新潟県国民健康保険運営方針を踏まえた事業の実施が求められております。4点目は、収納率向上対策推進事業による収納率の向上。5点目は、特定健診・特定保健指導の受診、実施率の向上。最後の6点目は、事業の健全運営に向けた医療費の適正化が課題となっております。 そして、これらの課題に対する7つの重点項目としましては、1点目として、次年度以降の国保税率等を収支のバランスを図りながら検討します。2点目は、県の運営方針を踏まえ、連携協力を図りながら事業を進めていきます。3点目は、収納率の向上を図り、予算編成時の予定収納率を確保します。4点目は、ポイント制度など新たな取り組みを加え、特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率の向上を目指します。5点目のレセプト点検では、点検時間の確保と内容点検効果率の向上を図ります。6点目の医療費通知につきましては、年間3回の送付により医療費の適正化につなげることとし、7点目は、ジェネリック医薬品差額通知の送付により、利用を促進し、医療費の削減を図ります。 これらに基づく、具体的な事業につきましては、2ページ以降に記載の健康づくり事業ほか4事業をそれぞれ実施してまいります。 令和元年度の事業計画につきましては、以上であります。
石山係長	その他の二といたしまして、令和元年度 国民健康保険運営協議会先進地視察研修会の報告をさせていただきます。 先月、7月24日、25日に富山県南砺市へ委員7名に参加いただき、研修視察へ行ってきました。 今年度伺った南砺市は、平成29年度特定健康診査実施率が全国第3位、特定保健指導実施率が全国第9位と全国でも上位であります。また、個人負担金の全額無料化を実施している点からも研修先を選びました。 情報交換の中で実施率が上位であることの理由として、特定健診は医療機関からの協力のもと、個別健診を基本としており、集団健診は、未受診者対策での実施とのことであります。 また、個人負担金の無料化は基本健診の時代から全年齢無料としており、特定健康診査開始時にも無料とすることが前提であったとお聞きしました。 情報交換で得たことを活かし、五泉市も今以上に医療機関との連携を深め、個別健診の件数の増加による受診率の向上を図って行きたいと考えております。 以上で報告を終わります。
羽下会長	それでは、以上で本日の協議会を終了いたします。大変お疲れさまでした。

◎付帯議決等・・・・・・・・なし

午後 2 時 20 分

閉 会

五泉市国民健康保険運営協議会

(署 名)

会 長

署名委員